

# 父母の離婚後の子の養育に関する規律の在り方（親権制度以外の論点）

令和2年12月  
法務省民事局

「家族法研究会」における2巡目の検討として、子の最善の利益を図る観点から、以下の事項等を検討中

## ①養育計画の作成の促進に関する論点

### ○父母に対する離婚前の情報提供

- (1) 養育ガイダンスの受講と協議離婚との関係
- (2) 養育ガイダンスの内容
- (3) 養育ガイダンスの実施主体及び実施方法
- (4) 養育ガイダンスの受講時期 等

### ○離婚時の養育計画の作成に関する規律

- (1) 子の養育に関する事項の取決めを促進・確保する方策
  - ア 養育計画の作成と協議離婚の関係
  - イ 当事者の作成した養育計画の届出制度
  - ウ 養育計画の内容
  - エ 養育計画の第三者による確認・審査
- (2) 子の養育に関する事項が当然に定まることとする方策 等

## ②養育計画の取決めの実効性確保に関する論点

### ○養育費の取決めの実効性を確保するための方策

- (1) 当事者間の効果的な協議を確保・支援するための方策
- (2) 裁判所の手続の利便性を向上させるための方策
- (3) 公的機関による強制徴収制度、立替払い、公的な給付制度 等

そのほかにも、  
・債務者の自発的な養育費の支払を促すための方策  
・面会交流に関する強制執行の在り方等も論点として挙げられる。

### ○面会交流の取決めの実効性を確保するための方策

- (1) 民間の面会交流支援機関の制度化
- (2) 親権者・監護者の指定又は変更との関係
- (3) 試行的面会交流の制度化 等

## ③子の扶養、養育費及び面会交流に関する法的概念の整理

### ○未成熟子に対する扶養及び養育費について

- (1) 未成熟子に対する扶養
- (2) 養育費

扶養料請求権と養育費請求権の性質や内容、両請求権の関係等も論点として挙げられる。

### ○面会交流について

- (1) 性質
- (2) 面会交流を求めることができる者の範囲

面会交流の権利義務の内容、親以外の親族の面会等も論点として挙げられる。

## ④未成年の子を有する父母が別居をする場合の規律

### ○別居時の養育計画に関する規律

- (1) 別居時の養育計画の作成を促進する方策
- (2) 監護者・親権者指定の場合の考慮事項
- (3) 別居時の養育計画を適切に定めるための手続的規律

民法にはない「別居」という概念を新たに創設することの可否等も論点として挙げられる。

「家族法研究会」で、引き続き、2巡目の検討を続行中